

## 1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

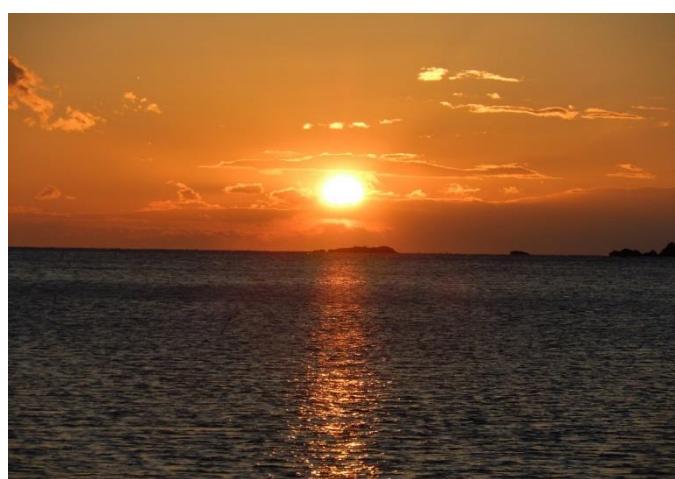
メール [seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp](mailto:seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp)ホームページ <http://www.seko-tax.com/><http://www.healing-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第27号を発行させていただきます。今号から少しでも読みやすくなるように文字の大きさを全体的に前号までより大きくさせていただいております。

今回の年末年始は、非常に寒く体調を崩されておりませんでしょうか？5日が仕事始めという会社がほとんどだと思われますが、なかなかすぐに仕事モードにはなれません。私も5日が仕事始めですが、通常業務ではなくこの事務所便りの原稿作成をしております。

今月は、年末年始に私の母親の実家があります和歌山県の那智勝浦町にて作成した写真を掲載させていただきます。



(写真は、那智の浜にて撮影しました初日の出です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、1月末までに提出すべき書類について、最近の税務関連状況、税金以外のテーマとしまして肝臓は大切な臓器 その1 を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

## 2 1月末までに提出すべき書類について

今月は各役所に提出すべき書類がいくつかございます。それらの書類をすべてご説明するのは紙面の関係でできませんので、代表的なものをご説明させていただきます。

## ○税務署に提出すべき書類

税務署に提出すべき書類としましては、**法定調書**があげられます。

昨年に税務署から郵送されてきております『平成26年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』をご覧になっていただきますとどのような書類を提出すべきなのかを確認していただけます。

手引きをご覧いただきますと何種類もの書類の記載方法などが書かれておりますが、毎年提出することになる書類としましては、

『給与所得の源泉徴収票』、『報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書』、『不動産の使用料等の支払調書』、『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』があげられます。

まず『給与所得の源泉徴収票』ですが、これは昨年末に各事業所で年末調整をした方全員の源泉徴収票を税務署に提出するわけではなく、提出する範囲が決まっており、その範囲は次のようになっております。

受給者の区分	提出範囲
<年末調整をしたもの>	法人の役員及び現に役員を 平成26年中の給与等の支払

していなくても平成 26 年中に役員であった方	金額が <b>150 万円</b> を超えるもの
<年末調整をしたもの> 法人の役員以外の者（従業員）	平成 26 年中の給与等の支払 金額が <b>500 万円</b> を超えるもの
<年末調整をしなかったもの> 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方	平成 26 年中の給与等の支払 金額が <b>250 万円</b> を超えるもの ただし、法人の役員の場合は <b>50 万円</b> を超えるもの
<年末調整をしなかったもの> 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方	平成 26 年中の給与等の支払 金額が <b>50 万円</b> を超えるもの

\* 『平成 26 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の 2 ページより一部抜粋

もっと詳しい提出範囲につきましては、手引の該当ページをご覧になってご確認してください。

次に『報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書』ですが、提出する必要があるのは、法人又は個人事業で税理士などの士業の方々と顧問契約などをしている場合です。この支払調書にも提出する範囲が決まっておりまして、その範囲は次のようになっています。

区分	提出範囲
税理士などの士業などへの報酬・料金等	同一人に対する平成 26 年中の支払金額の合計が <b>5 万円</b> を超えるもの

\* 『平成 26 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の 15 ページより一部抜粋

次に『不動産の使用料等の支払調書』ですが、提出する必要があるのは、平成 26 年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上のものに限ります。）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価（以下これらの対価を「不動産の使用料等」といいます。）を支払った法人（国、都道府県等の公法人を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

不動産の使用料等の支払調書の提出範囲
同一の方に対する平成 26 年中の支払金額の合計が <b>15 万円</b> を超えるもの

\* 『平成 26 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の 17 ページより一部抜粋

最後に『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』ですが、これはこれまでに説明いたしました「源泉徴収票」や「支払調書」を法人または個人事業が提出する際に提出枚数などを記載する合計表となっております。



(写真は、和歌山県新宮市にある神倉神社の鳥居です)

## ○税務署以外に提出すべき書類

税務署以外に提出すべき書類としましては、『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』、『償却資産（固定資産税）申告書』があげられます。

まず『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』ですが、『平成 27 年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書』に詳しい説明がされております。

簡単にご説明させていただきますと、『給与支払報告書（個人別明細書）』（複写式）を作成し、上の 2 枚を従業員の方の住所地を管轄している役所ごとにまとめ、その役所ごとに『給与支払報告書（総括表）』に必要事項を記載して、この用紙に『給与支払報告書（個人別明細書）』と一緒に綴じて提出していただくことになります。

次に『償却資産（固定資産税）申告書』ですが、『償

却資産（固定資産税）申告書の申告の手引』に詳しい説明がされております。こちらは紙面の関係で説明を省略させていただきます。



(写真は、和歌山県新宮市にある神倉神社の本殿です)

### 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介しておきます。

大晦日の日経新聞の朝刊に 2015 年度税制改正大綱が決定の内容が掲載されておりましたので、その内容を取り上げてみます。

#### 税制改正関連

日経新聞に「法人減税 2 年で 4200 億円 税制大綱競争力高める」、「痛みの改革踏み込めず」、「法人減税稼ぐ企業に恩恵 赤字体質ほど負担増」、「ふるさと納税限度 2 倍 地方創生税制で後押し」、「消費刺激、再増税にも備え」、「税制改正のポイント」、などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- 柱になる法人実効税率の引き下げ幅は 15 年度が 2.51%、16 年度は財源となる外形標準課税の拡充を踏まえ 0.78%以上引き下げる。
- 政府は 15 年度から「数年間で 20%台に引き下げる」との目標を掲げており、目標の半分以上について当初 2 年でメドをつけた形だ。
- 2100 億円の法人減税に踏み切る一方、エコカー減税の厳格化で 500 億円の増税、海外ネット取引課税の開始が 100 億円の増税要因。
- 増税要因の自動車関連税制は、低燃費のエコカーへの

買い替えを促すため、自動車取得税と重量税でエコカー減税の対象となる基準を厳しくした。15 年 4 月から増税となる軽自動車には低燃費車の優遇措置を導入する。

- 父母らから贈与された住宅資金の非課税枠を段階的に広げ、16 年 10 月から 1 年間は 3000 万円に拡大する。住宅ローン減税も 16 年 6 月まで 1 年半延長する。
- 当初検討したビールや発泡酒などビール系飲料の酒税見直しも見送る。
- 中小企業も収益の高い企業ほど税率引き下げの恩恵がある。課税所得のうち 800 万円を超える部分の税率は 25.5%（国税分）から 23.9% に下がる。
- 赤字の中小企業は税負担が変わらない。大企業の負担が増す外形標準課税は、中小企業への適用拡大を見送った。課税所得 800 万円以内の部分に適用する軽減税率（国税 15%）も 2 年延長する。
- 生まれ故郷など好きな地方自治体に寄付することで住民税と所得税の支払が減る「ふるさと納税」の限度額を 2 倍に上げる。
- ふるさと納税の減税に必要だった確定申告も 5 つの自治体までなら不要にする。不要なのは給与所得者で、自営業者や高所得のサラリーマンなどは確定申告をしないと減税されない。

と書かれておりました。

\*2015 年度税制改正の情報につきましては、次号以降テーマを絞ってご紹介していく予定にしております。

### 4 肝臓は大切な臓器 その 1

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、先月に少しふれました「肝臓という臓器」について書かせていただきます。



## 肝臓とは

肝臓とは、

- ・身体の中で一番大きく一番重い臓器で、重さは 1.2 kg から 1.5 kg ぐらい
  - ・多量の血液が含まれているので最も高温な臓器
  - ・肝臓を造っている肝細胞は再生能力が高いから肝臓のかなりの部分を切り取っても元通りになる
  - ・耐久性が強く我慢強いので病気がひどくなるまで悲鳴を上げないので「沈黙の臓器」とも呼ばれている
  - ・全ての臓器を元氣にする元気の源
  - ・肝臓が元気でなければ脳や心臓や肺、胃、腸は正常に働いてくれない
- ということです。

肝臓が「沈黙の臓器」とも呼ばれていることをご存じの方が多いのではないでしょうか。私も食べ物については、食品添加物の入ったものを出来るだけ食べないようにして肝臓への負担を減らしているとは思うのですが、その一方で肝臓への負担を強いているのが、ビールや日本酒などの飲酒です。少しだけにするつもりがついつい飲む量が増えてしまうことがあります。このテーマを書くことをきっかけにしてこれからアルコールの飲む量を調整しようと思います。

## 肝臓の代表的な働き

先月ご紹介いたしました肝臓の代表的な働きの復習です。

1	代謝	身体に取り入れた栄養素を、身体に利用しやすいように、作り替える働き
2	解毒	血液中の有害な物質を分解して無害化する。全身を流れる血液の量を過不足なく調整する。
3	貯蔵	エネルギー源であるグリコーゲンを蓄え、いざという時に備える。
4	胆汁の生産	胆汁とは、胆嚢から十二指腸に分泌される消化液で脂質を乳化する働きがある。

肝臓の代表的な働きは、上記の 4 つになります。それぞれの働きにつきましては、次号以降で取り上げていく予定にしております。

今号は、税務関連に多くの紙面を割いております関係で、このテーマに割ける紙面が少なくなってしまいまし

た。この続きは次号に書かせていただきます。

## 【参考文献】

- ・監修 医学博士 真弓定夫 「肝臓をいじめないで！！」 美健ガイド社
- ・肝臓の病気、検査値（ALT 等）の意味が分かるサイトよく分かる肝機能ナビ

## 5 編集後記

年末年始の休暇を利用して熊野古道を散策する計画をしておりましたが、和歌山県も天候が荒れており、この天候で散策するのは危険と判断して中止しました。その代わりに元旦の初日の出を寒かったですが那智の浜でみることができたので良かったです。その時に撮影した写真を最初のページに掲載しております

初日の出以外には、和歌山県の那智勝浦町のお隣の新宮市にある神倉神社にこれまで一度も参拝をしに行つたことがなかったので、今回元旦に初詣に行ってきました。この神倉神社で撮影した写真も掲載しておりますが、この神社のご神体が大きな岩で、そのご神体を参拝するために、とても急な石の階段を登っていかなければなりません。その途中の階段が下の写真です。



この参拝道登りはまだいいのですが、本当に気を付けておかないと転げ落ちて大けがをしてしまいます。参拝道のところの注意書きにも「けがをされた場合には、自己責任となります」とはっきり書かれているので注意が必要です。注意は必要ですが一度参拝に訪れてみてはいかがでしょうか。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。